

令和4年6月24日（金）

【照会先】

愛知労働局需給調整事業部

需給調整事業第二課

課長 奥村 孝治

課長補佐 柴田 直彦

電話 052-685-2555

報道関係者 各位

令和3年度労働者派遣事業等に係る指導監督状況及び 令和4年度指導監督方針について

愛知労働局（局長 代田 雅彦）は、令和3年度の労働者派遣事業及び職業紹介事業に係る指導監督状況及び令和4年度の指導監督方針を取りまとめました。

【令和3年度指導監督状況 概要】

1 指導監督実施状況（P2の項目1を参照）

労働者派遣事業に係る指導監督事業所数は、全体で1,387事業所で対前年度比20.7%増加となり、文書指導を行った事業所数は958事業所でした。

職業紹介事業等に係る指導監督事業所数は、623事業所で対前年度比125.7%増加となり、文書指導を行った事業所数は318事業所でした。

2 集団指導（制度周知の説明会等）実施状況（P6の項目3を参照）

当初予定していた「学卒求人説明会」や「労働者派遣事業・請負事業適正化研修会」をはじめとした各種説明会を新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から回数を減らして実施し、また、各種セミナーについても感染拡大防止のため、受講者数を制限したことから、実施回数94回、受講者数2,501名となりました。

【令和4年度指導監督方針 概要】（P7の項目4を参照）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による労働者派遣契約の中途解除や不更新といった事案が生じた場合であっても、適正な雇用安定措置の履行に向けて取り組みます。

令和2年4月1日施行の派遣労働者の待遇改善（同一労働同一賃金）について、適切な制度運用が実施されるよう重点的に助言・指導に取り組みます。

医療・介護等職業紹介事業者に対する求人者からの短期離職及び手数料に関するトラブル等の苦情相談等については、厳正な指導監督に取り組みます。

また、金銭等を提供する求職申込みの勧奨禁止について、あらゆる機会を捉えて制度周知に取り組みます。

1 指導監督実施状況

項目	令和3年度	令和2年度	前年度比(差)
①指導監督事業所数(調査を行った件数)	2,016	1,438	40.2%
労働者派遣事業	1,387	1,149	20.7%
派遣元	1,169	781	49.7%
不更新・廃止	119	288	△ 58.7%
派遣先	99	80	23.8%
請負・委託関係	6	13	△ 53.8%
受託者	2	4	△ 50.0%
発注者	4	9	△ 55.6%
職業紹介事業等(※1)	623	276	125.7%
うち不更新・廃止	16	1	1500.0%
②文書指導を行った事業所数(※2)	1,292	627	106.1%
労働者派遣事業	958	521	83.9%
派遣元	881	512	72.1%
派遣先	77	9	755.6%
請負・委託関係	16	4	300.0%
受託者	6	2	200.0%
発注者	10	2	400.0%
職業紹介事業等	318	102	211.8%

※1 「等」とは、有料・無料職業紹介事業及び求人者、募集情報等提供事業者を含む

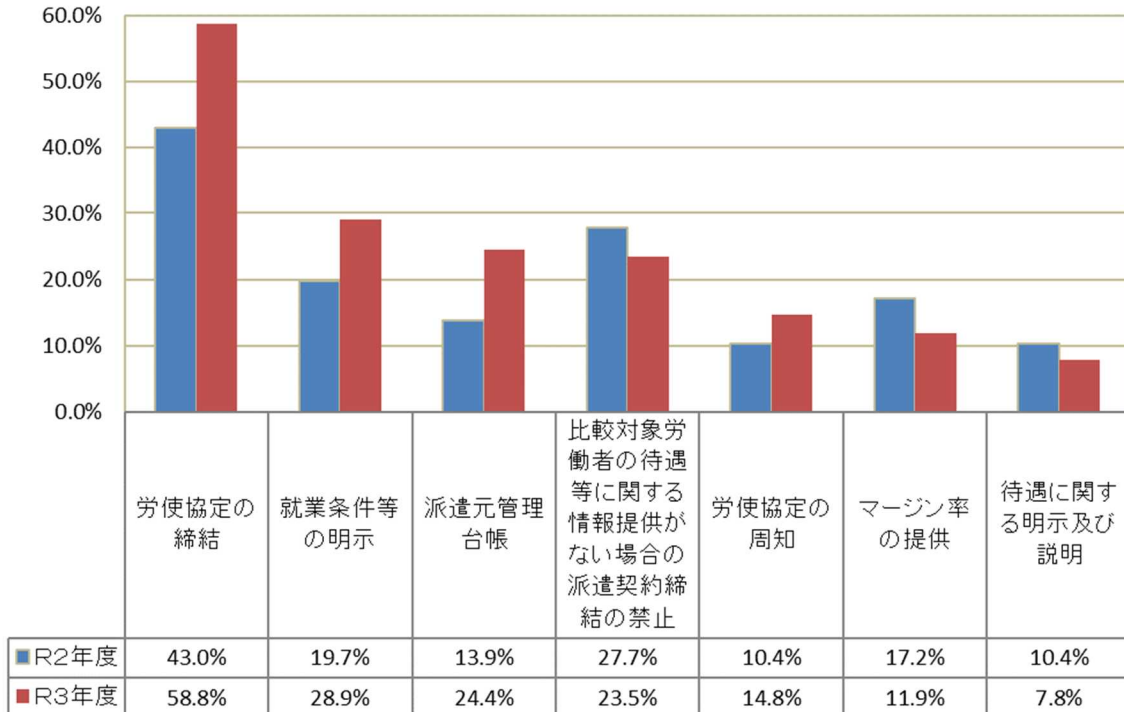
※2 派遣元・派遣先指針等に係る指導助言を含めて計上

2 主な文書指導事項

(1) 労働者派遣事業

① 派遣元

文書指導事業所に対する主な指導事項の割合
(文書指導事項が複数ある場合は、重複計上)



□ 労使協定の締結（労働者派遣法第30条の4第1項）

- ・ 必要な記載事項が記載されていない（派遣労働者の範囲、派遣労働者の賃金の決定事項、公正な評価に基づく賃金の決定、賃金を除く待遇の決定の方法、段階的かつ体系的な教育訓練 等）

□ 就業条件等の明示（労働者派遣法第34条）

- ・ 法定項目が記載されていない（就業時間外（就業日外）労働させることができる時間数又は日数、事業所単位及び個人単位の派遣期間の制限に抵触することとなる日又は期間制限に該当しない場合はその旨、社会保険に加入しない場合はその理由 等）
- ・ 就業条件の明示を行っていない

□ 派遣元管理台帳（労働者派遣法第37条第1項）

- ・ 法定項目が記載されていない（派遣就業場所の組織単位、派遣労働者が60歳以上であるか否かの別 等）
- ・ 派遣元管理台帳が作成されていない

□ 比較対象労働者の待遇等に関する情報提供がない場合の派遣契約締結の禁止

（労働者派遣法第26条第9項）

- ・ 派遣先から比較対象労働者の賃金その他の待遇等の情報提供を受けずに労働者派遣契約を締結している

□労使協定の周知（労働者派遣法第 30 条の 4 第 2 項）

- ・締結した労使協定を雇用する労働者に周知していない（派遣労働者以外に周知していない、書面の交付等により周知していない 等）

□マージン率の提供（労働者派遣法第 23 条第 5 項）

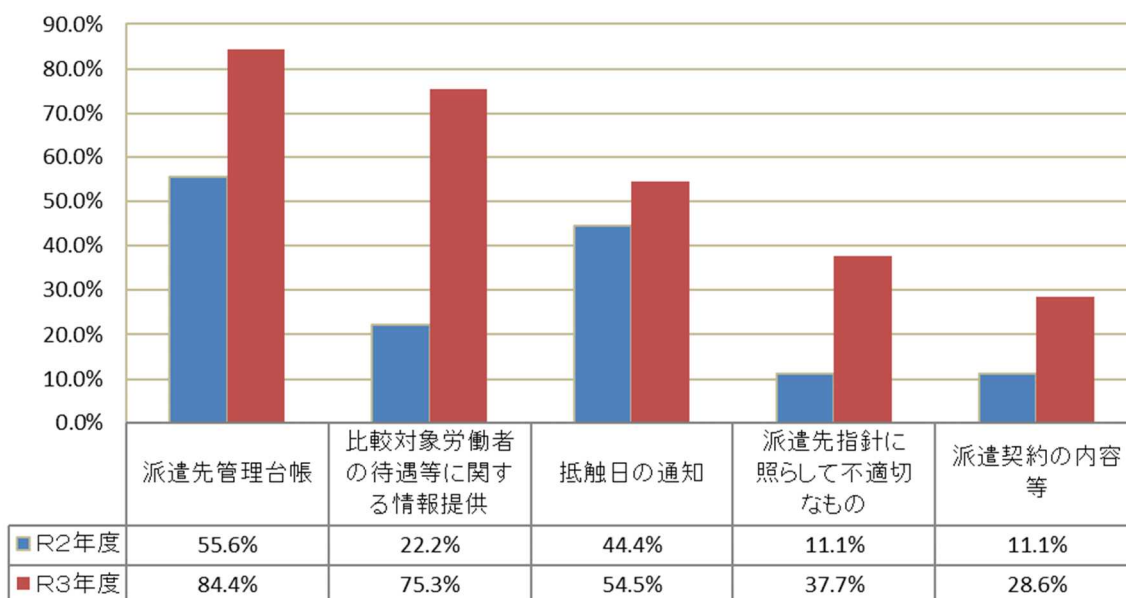
- ・派遣労働者や派遣先に対し、マージン率の情報が正しく提供されていない

□待遇に関する明示及び説明（労働者派遣法第 31 条の 2 第 3 項）

- ・労働者派遣をしようとするとき、法定項目を明示、説明していない（昇級の有無、退職手当の有無、賞与の有無 等）

② 派遣先

文書指導事業所に対する主な指導事項の割合
（文書指導事項が複数ある場合は、重複計上）



□派遣先管理台帳（派遣労働者の就業状況の記録）（労働者派遣法第 42 条）

- ・法定項目が記載されていない（派遣就業場所の組織単位、派遣労働者が 60 歳以上であるか否かの別 等）
- ・派遣元事業主に対し、派遣就業の状況に係る通知が適切に行われていない
- ・派遣先管理台帳が作成されていない

□比較対象労働者の待遇等に関する情報提供（労働者派遣法第 26 条第 7 項）

- ・派遣元事業主に対し、あらかじめ、比較対象労働者の賃金その他の待遇等の情報が提供されていない

□抵触日の通知（労働者派遣法第 26 条第 4 項）

- ・派遣期間の制限のある場合において、事前に派遣期間の制限に抵触することとなる日の通知をしていない

□派遣先指針に照らして不適切なもの

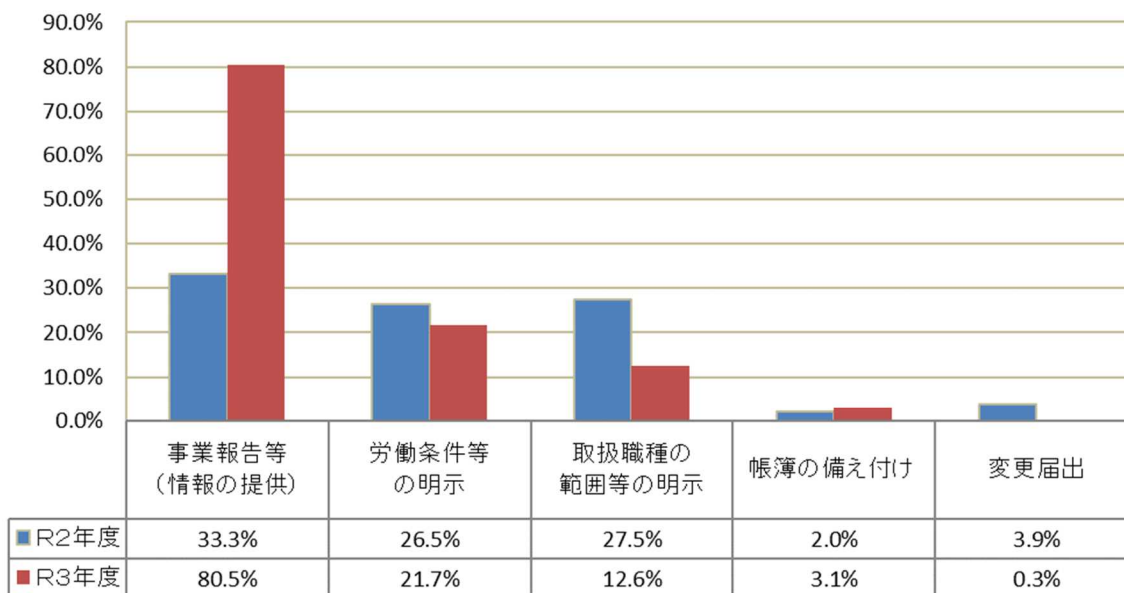
- ・労働・社会保険へ加入していない理由が適正でないと考えられる場合に、派遣元事業主に対して労働・社会保険に加入させてから派遣するように求めていること

□派遣契約の内容等（労働者派遣法第 26 条第 1 項）

- ・法定項目が記載されていない（業務に伴う責任の程度、派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否か 等）

（2）職業紹介事業

文書指導事業所に対する主な指導事項の割合
（文書指導事項が複数ある場合は、重複計上）



□事業報告等（情報の提供）（職業安定法第 32 条の 16 第 3 項）

- ・人材サービス総合サイトへの情報掲載をしていない（紹介により就職した者の数、手数料に関する事項、返戻金制度に関する事項等の情報提供）

□労働条件等の明示（求人者からの労働条件明示を受け、求職者へ明示）

（職業安定法第 5 条の 3 第 1 項）

- ・法定項目が明示されていない（残業、休日出勤 等）
- ・労働条件の明示が行われていない（書面の交付がないものを含む）

□取扱職種の範囲等の明示（求人者、求職者への業務の内容の明示）

（職業安定法第 32 条の 13）

- ・法定項目が明示されていない（苦情処理、求人者・求職者の個人情報の取扱いに関する事項）
- ・取扱職種の範囲等の明示が行われていない（書面の交付がないものを含む）

□帳簿の備え付け（職業安定法第 32 条の 15）

- ・帳簿書類を備え付けていない
- ・帳簿書類への記載がもれている

□変更の届出（職業安定法第 32 条の 7）

- ・職業紹介責任者の変更を届け出していない

3 集団指導（制度周知の説明会等）実施状況

内 容	実施回数（回）	受講者数（人）
① 労働者派遣事業・請負関係	66	2,189
ア 需給調整事業部各種講習会	57	630
・労働者派遣事業新規許可事前講習会	12	61
・労働者派遣事業主許可証交付説明会	12	127
・派遣労働者等セミナー	33	442
イ 労働者派遣事業・請負事業適正化研修会	3	1,247
ウ その他（事業主団体合会への講師派遣等）	6	312
② 職業紹介事業関係	28	312
ア 需給調整事業部各種講習会	24	250
・職業紹介事業新規許可事前講習会	12	81
・職業紹介事業主許可証交付説明会	12	169
イ その他（事業主団体等への講師派遣等）	4	62
計	94	2,501

4 令和4年度指導監督方針

(1) 労働者派遣事業関係

労働者派遣契約の中途解除や不更新の事案が生じた場合であっても、労働者派遣法に基づき、同一の派遣先における雇用安定措置の義務等を果たすよう、厳正な指導監督に取り組む等、派遣労働者の雇用維持のための指導等を実施します。

平成30年改正労働者派遣法により、派遣労働者と派遣先に雇用される通常の労働者との間で不合理な待遇差が生じないように、派遣元事業主は、公正な待遇を確保するための措置を講ずることとされているが、本制度の理解が不十分と解される派遣元事業主や派遣先が見受けられることから、引き続き法令遵守に向けた制度周知及び厳正な指導監督を実施します。

いわゆる偽装請負等問題が認められる事案については、正確な内容の把握に努めるとともに、迅速かつ適切に対応します。

なお、是正指導にあたっては十分な確認調査を行い、違法事案の是正の徹底を図るとともに、重篤な法違反には行政処分を含め厳正に対処します。

(2) 職業紹介事業関係

医療・介護等職業紹介事業者に対する求人者からの就職者の短期離職及び手数料に関するトラブル等の苦情相談等については、迅速かつ厳正な指導監督を実施します。

また、令和3年4月1日から改正された金銭等提供する求職申込みの勧奨を禁止する職業安定法指針を含め、あらゆる機会を捉えて制度の周知徹底を図り、理解を求めています。

(参考) 労働者派遣事業所数及び職業紹介事業所数の推移

	3年度	前年度比	2年度	元年度	30年度	29年度
労働者派遣事業	3,567	△ 2.9%	3,674	3,694	3,581	6,263
職業紹介事業計	2,221	3.1%	2,154	2,123	1,927	1,771
有 料	2,027	3.3%	1,963	1,932	1,725	1,538
無 料	194	1.6%	191	191	202	233

※ 平成30年度の労働者派遣事業所数の減少は、平成27年の労働者派遣法の改正による特定派遣（届出制）の経過措置期間が終了したことによるもの。